

松江市上下水道局建設工事成績評定要領における創意工夫の加点措置要領

令和8年4月1日 制定

1 目的

松江市上下水道局建設工事成績評定要領における「創意工夫」において、各種施策に基づき加点評価を行う場合について、必要事項を定める。

2 創意工夫の加点措置

松江市上下水道局における創意工夫の加点評価については、「松江市建設工事成績評定要領における創意工夫の加点措置要領（令和8年4月1日施行）」を準用する。

3 附則

本要領は、令和8年4月1日から施行し、施行日以降に契約締結した工事から適用する。